不動産鑑定士補の登録

不動産鑑定士補の登録
・不動産の鑑定評価に関する法律(以下「法」という。)第17条、第54条
・不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第6条
平成18年2月1日時点で不動産鑑定士補となる資格を有する者
(旧不動産鑑定士試験第二次試験に合格し、かつ、旧不動産の鑑定評価に関する法律施行令第1条に規定する実務経験に2
年以上従事した者)
不動産鑑定士補の登録を受けようとするとき随時
申請書を下記の提出先の窓口に提出してください。
登録免許税として、3万円分の収入印紙を申請書の表面所定欄に貼付してください。
①履歴書
②旧不動産鑑定士試験第二次試験の合格証書の写し
③身分証明書(破産者でない旨。)
(本籍地の市町村で発行)
④誓約書(法第16条第3号(禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
から3年を経過しない者)に該当しない旨 [添付の①から③までのいずれか。] 及び第7号に該当しない旨。 [添付の④])
⑤誓約書もしくは証明書(次の法第16条第4号に係る(ア)から(ウ)までのいずれか。)
(ア) 公務員又は公務員であった者に該当しない者については、その旨の誓約書〔添付①〕
(イ)過去に公務員であった者で退職してから3年以上経過している者については、退職してから現在まで公務員でなかった旨の誓約書 [添付②]
つた自の言形者 し続いる) (ウ) 公務員又は過去に公務員であった者で退職してから3年以上経過していない者については、懲戒処分を受け、その
処分の日から3年を経過しない者に該当しない旨の処分権限を有する行政機関の証明書
⑥申請者が、旧不動産の鑑定評価に関する法律施行令第1条に規定する不動産の鑑定評価に関する実務に2年以上従事した
ことを雇用主等が証明した書面
⑦申請者が鑑定評価に従事した事例を記載した書面
⑧住民票の抄本(発行から3か月以内)もしくはこれに代わる書面
O部数は、1部提出してください。
不動産鑑定士補登録申請書(表、裏)
なお、申請書の宛先名は、住所地を管轄する下記の地方整備局等〔* 1〕の長となります。
次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
住所地のある都道府県を管轄する地方整備局等の不動産鑑定事務担当課へ提出してください。
上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省不動産・建設経済局地価調査課鑑定評価指導室
不動産の鑑定評価に関する法律等の法令に定めるところによります。
3週間(なお、申請が集中する時期には更に相当日数を要する場合があります。)
行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等の名称

住所地の都道府県名	提出先地方整備局等〔* 1〕
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局

◇記載要領(問い合わせなどが多くあったものを記載の目安・参考として整理したものです。)

【登録申請書】

- 1. 生年月日: 和暦で記載してください。
- 2. 不動産鑑定業者の事務所(名称):特に複数の登録事務所がある業者は個別に正確に記載してください。
 - *個人業者等の場合で不動産鑑定業者の名称(又は商号)と同じ場合があります。
 - *個別の部署名(〇〇部など)ではなく、登録されている事務所名を記載してください。
 - *本社の特定部署を事務所として登録しているが、総務部等の事務所登録していない部署に勤務している場合は記載しない。
 - 例:(株)○○鑑定 大阪本社。 ○○鑑定(株)□□事務所。
- 3. 不動産鑑定業者の事務所(所在地): 郵便等が届く程度に記載し、末尾に郵便番号を付記してください。
 - 例:『大阪府北区』では不可。
- 4. 不動産鑑定業者の名称又は商号:正確に記載。末尾に業者登録番号(登録・更新回数は不要)を付記してください。
 - 例:東京都-4567。 大臣-345
- 5. 試験(名称):「不動産鑑定士第二次」と記載してください。

<添付書類は下記の順とする。>

【履歴書】

- 1. 写真を貼付、押印、作成の年月日を記入してください。
- 2. 履歴とは、学歴(最終学歴を含む適宜、最終学歴とその1つ前程度。)、職歴(主なものを適宜)、賞罰(ない場合はその旨)です。
 - *趣味、資格等の記載は要しません。
 - *現在の勤務先が鑑定業者として登録し、その事務所で不動産鑑定業に従事している場合、所属を明確に記載してください。 例:○○銀行(○○総定部)。
- 3. 連絡先電話番号:申請内容の確認が必要な場合にのみ使用しますので、おおむね10時から18時の間に連絡がとれる電話番号を記載してください。

【証書の写し】

*①不動産鑑定士試験の合格証書、②実務修習修了証を白黒でA4サイズに複写してください。

【身分証明書(証明書)】

- 1. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明してください。
 - *住所地の市区町村で発行、発行の日は申請日の1ヶ月以内を目処としてください。
 - * 外国籍の者については、外国人登録証明書写(都道府県で原本証明)又は登録原票記載事項証明書、及び本人の上記の事項の誓約書を 提出してください。

【誓約書】

- 1. 誓約する年月日(年月日の記載洩れが多い。申請日若しくは1週間以内を目処。)を記載して、署名、押印してください。 【住民票の抄本・これに代わる書面】
- 1. 住民票がある地と住所〔生活の本拠として、その人が住んでいる所〕が異なる場合は、『これに代わる書面』を添付してください。
 - *標題:『申立書』。宛先:『各地方整備局等の長』、『作成年月日、住所を記載し、署名、押印』してください。
 - :本文例:『私は、現在、〇〇(都合など)により住所と異なる地に住民票をおいておりますので、これに代わる書面として(別添のとおり、)公共料金(電話、ガス、水道等)支払明細の写し(本人氏名・住所が確認できるもの)を提出します。』

【証明申請書】

- 1. 左上部の宛先は、従事したことを証明してもらう会社の代表者などの権限を有する者の名を記載し、右下部の証明者と同じになります。 【誓約書 (実務従事)】
- 1. 経験年数とする対象期間は平成18年1月31日まで、鑑定評価の事例は3ヶ月の間が空かないように記載してください。